

税の かわら版

11月11日～17日は税を考える週間です テーマ「くらしを支える税」

税務課市民税係 ☎0824-73-1146

国税庁は、毎年11月11日から17日までの1週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心にさまざまな広報広聴施策を行っています。

今年の「税を考える週間」は、「くらしを支える税」をテーマに、国民各層・納税者の皆さんに日常生活と税の関わりを理解してもらうことで、納税意識の向上を図ることとしています。

国税庁ホームページに特設ページを設けさまざまな取り組みを紹介していますので、詳しくはホームページをご覧ください。



国税庁 |

で

検索



■「税を考える週間」の租税作品展示会

期間中、ショッピングセンタージョイフル2階などで、市内学校の児童・生徒から応募された税に関する作文・習字・絵はがき・標語の入選作品の展示などを行います。ぜひご来場ください。

(作品展示会場は右欄をご覧ください)

税務署からのお知らせ

■来署による相談の事前予約(通年)

税務署への来署による相談は、十分な相談時間をもって対応するため、事前に電話予約をお願いします。

☎0824-72-1001(音声ガイダンスに従い、「2」を選択してください)

租税作品展示会

- ① ショッピングセンタージョイフル2階
11月11日(木)～17日(水)
- ② 本庁舎市民ホール
11月24日(水)～29日(月)
- ③ 口和支所
12月1日(水)～6日(月)
- ④ 高野支所
12月8日(水)～13日(月)
- ⑤ 比和支所
12月15日(水)～20日(月)
- ⑥ 西城支所
12月22日(水)～27日(月)
- ⑦ 東城支所
1月4日(火)～11日(火)
- ⑧ 総領保健福祉センター
1月13日(木)～18日(火)

※①②は土・日曜日にもご覧いただけます。

令和3年分の申告に向けて、農業収支計算書の準備をお願いします

農業所得の申告(確定申告または個人住民税の申告)を行うためには、「収支計算」が必要です。申告に当たっては、総収入金額から必要経費を差し引いた所得金額のみを申告するのではなく、**収入金額と必要経費をそれぞれ計上**してください。また、相談を円滑に進めるため、事前に収支計算を済ませてからお越しください。(月別集計表などの用紙は税務課市民税係にあります)

個人年金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金についても申告が必要です

個人年金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金は、**雑所得または一時所得の対象**となります。生命保険会社などから届く証明書を持参し、確定申告または個人住民税の申告をしてください。ただし、雑所得・一時所得ともに、経費が収入を上回る場合は申告する必要はありません。

11月は、国民健康保険税5期、介護保険料6期、 後期高齢者医療保険料5期の納付月です。

●「口座振替」にしている人は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。

●市職員を偽った還付金詐欺が多発しています。還付金を受け取るために、収納課職員がATMの操作をお願いすることはありません。「あやしい」と思ったときは、市役所や警察に相談してください。

収納課収納係 ☎0824-73-1511 庄原警察署 ☎0824-73-0110

納期限
11月30日(火)